

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー

理念

アンチ・エイジングという言葉が示すように、若返りたい、歳をとりたくない、というのが今の世間の風潮です。しかし、今、こうして歌いたい気持ちのままに楽しく歌えるということは本当に素晴らしい。今日頂いた「いのち」にありがとう。今年も健康に歳を重ねていけることに感謝、サンクス・エイジング！

私達は、幼児からシニアまで4世代にまたがるメンバーが混ざって活動しており、ゴスペルを楽しみながら、子供も大人も本気で活動に向き合い、お互いを支え、刺激し合うことで、ひとつの生き甲斐を感じています。

そして、今歌える環境に、家族に、仲間に、支えてくれる人々や社会に改めて感謝し、楽しみながら大いに成長する食欲さを持つゴスペル集団。それが、私達『サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー』が目指すところです。

人との関わり合いをなるべくシンプルにしようとする現代社会の中で、あえて他人と同じ釜の飯を食う（＝カンパニー）精神を大切にし、私達のうちからで、活気ある社会づくりにも貢献していきたいと考えています。

サンクス・エイジング・ゴスペルカンパニー（以後、サンクス）規約

第1章 活動目標

- 第1条 クワイヤー単独では実現が難しい音楽活動や交流活動を、加盟クワイヤーが力を結集することによって実現可能にする。
- 第2条 サンクスの活動を通して得られる素晴らしい音楽経験や人のつながりに感謝し、ゴスペルで社会に貢献できる活動を図る。
- 第3条 音楽分野に限らず、所属メンバーのもつ様々な素晴らしい才能をサンクスの場で活かしてもらおう。
- 第4条 冒頭の「サンクス・エイジング」の理念の実現のため、加盟クワイヤーの力を結集して様々な独自企画にチャレンジし、所属メンバーはもちろんのこと、世間の人々にも勇気と活力を与える活動を続けていく。

第2章 活動内容

- 第5条 独自企画イベント・ステージの企画・運営
- 第6条 合同レッスンの企画・運営
- 第7条 特別ワークショップの企画・運営
- 第8条 加盟クワイヤーの運営サポート・ヘルプ
- 第9条 各種対外イベント（ボランティアイベント訪問を含む）への出演
- 第10条 常任理事会の開催（2ヶ月に1回程度）
- 第11条 理事総会の開催（毎年4月）

第3章 会員

- 第12条 サンクスへの入会はクワイヤー単位とし、個人別の会員登録は行わない。サンクスの加盟クワイヤーのメンバーは自動的にサンクス会員となる。尚、入会申込書の提出・年会費の支払いをもって入会を受理する。
- 第13条 サンクス加盟クワイヤーを退会・休会した場合、そのメンバーはサンクス会員資格を喪失する。ただし、休会中でもサンクス年会費を支払っている会員については、代表と常任理事の承認をもって、支払い年度内のイベントの参加資格を有するものとする。
- 第14条 サンクスあるいはクワイヤー活動を日常的にサポートする奏者や技術者などはサンクスの会員資格を有する。
- 第15条 会員の入退会に関してサンクスはとくに条件を定めない。ただし、サンクスの活動に著しく損害を与える可能性がある場合、入退会を管理する権限を有す。

第4章 役員

- 第16条 サンクスは次の役員をおく。
 - 1) 代表 1人

- 2) 代表代理 1人
- 3) 常任理事 5人
各クワイヤーから1人(状況によって2人)
- 4) 理事 5人(加盟クワイヤー数と同数)

第17条 代表はJUNKOとし、サンクスを代表し、その活動を総理する。

第18条 代表代理はJUNKOが任命し、JUNKO不在時にその役割を代行する。

第19条 常任理事は、代表の指名を受け、理事総会の承認を持って任命される。

第20条 理事は加盟クワイヤーから各1名、クワイヤーの代表を理事とする。

第21条 常任理事5人で常任理事会を構成し、サンクス・エイジングの理念に基づいた企画を立案する機能を有する。

第22条 代表は、常任理事会で立案された企画を精査し、助言を与え、協議しつつ活動方針を決定する。

第23条 常任理事会で企画され、代表により決定された活動方針は、随時召集されるイベント実行委員会が具体的な運営の役割を担う。

第24条 会計担当は日常的には代表の報酬交渉や日程調整を含めた対外交渉と会の円滑な運営をサポートする。

第25条 監事は、会の財産状況、理事の業務内容を監査し、会の健全なる運営をサポートする。

第26条 常任理事の任期は3年とする。再任は妨げない。

第5章 常任理事会、理事総会

第27条 常任理事会は随時開催とする。

第28条 理事総会は代表、常任理事、理事によって構成され、原則毎年1回、4月に開催する。

第29条 理事総会の主な機能は、組織改編、規約変更、予算、人事などについて協議し、承認を与えることとする。

第6章 イベント実行委員会

第30条 イベント実行委員会はイベントごとに招集される。サンクス全会員の中より代表と常任理事で相談の上で人選し、該当会員が属するクワイヤーの了解をもって正式決定されたイベント実行委員により構成される。

第31条 イベント実行委員の中より、チーフ、サブチーフを代表及び常任理事が任命し、チーフを中心にイベントに向けて運営を進めていく。理事はイベント実行委員会の決定事項を自らが所属するクワイヤーで、会員の協力を集めながら実行委員と共にサポートする役割を担う。代表と常任理事はオブザーバーとしてイベント実行委員会に対し助言を行う。

第7章 肖像等

第32条 宣伝広報活動のため、ステージ・レッスン・イベント活動の写真や動画を、サン

クスホームページ、講師ブログ、メンバーブログ、サンクス Facebook、フライヤー等に掲載する事がある。

第 8 章 弔事規定

第 33 条 会員が死亡した場合には、香典 5,000 円を供える。

第 9 章 禁止事項

第 34 条 サンクスの活動や人脈を利用した商業活動は禁止する。

第 35 条 サンクスの活動や人脈を利用した宗教的・政治的勧誘活動は禁止する。

第 36 条 サンクスに所属するメンバー名簿（クワイヤー名簿を含む）の転売や漏出、本活動に関係ないところでの使用を禁止する。

第 37 条 サンクスをサポートしてくださる技術者（バンド・音響・照明・カメラ・ビデオ等）への個人的な連絡・依頼（本活動に関係がなく、サンクス代表の承諾を得ていないもの）を禁止する。

第 38 条 禁止事項を遵守できず、サンクス代表の指示にも従わない場合、代表権限によりサンクスと所属クワイヤー両方の会員資格を失う。

第 10 章 活動運営費

第 39 条 サンクス会員は活動運営費（以下費用という）として、一人当たり年間会費 2,500 円を納入する。

第 40 条 サンクス会員は年間会費を毎年 4 月に各クワイヤーの会計担当者に支払う。会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、途中退会の際に払い戻しは行われぬ。途中入会の特別処置として年明け 1～3 月の入会には 500 円を支払うものとする。休会者の途中復帰に関しても同等とする。

第 41 条 費用の収支については会計担当がとりまとめ、監事が監査をした上で理事総会にて監事が報告しなければならない。

第 11 章 本部事務所と活動拠点

第 42 条 サンクスの本部事務所を「大阪府吹田市山田西 2 - 14 - 68 三宅気付」におく。

第 43 条 サンクスの活動拠点は随時各加盟クワイヤーにおいて確保するものとする

第 12 章 付則

第 44 条 本規約は 2012 年 4 月 1 日をもって発効する。

第 45 条 サンクスは 2011 年 3 月 13 日に設立したものである。

第 46 条 本規約は 2018 年 4 月 7 日に改定されたものである。

以上